

学校開放事業の再開に係る使用許可条件について

(R2. 5. 29 現在)

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として長らく中止していた小・中学校体育館の使用(学校開放事業)について、6月1日(月)から当面の間、下記使用条件を遵守していただける団体に限り使用を許可します。

なお、中学生以下については、6月15日(月)から使用できるものとします。

※ 学校では、放課後に教職員総出で施設・器具等の消毒作業にあたっています。

児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、消毒作業等の徹底をお願いいたします。

使用条件

- ・ **翌日に児童・生徒が使用することを考慮し**、使用前の手洗いを徹底するとともに、使用後は使用器具やスイッチ類・扉など、手が触れた箇所を消毒液で消毒すること。
- ・ 消毒液等は、使用者(団体)の責任において準備すること。
- ・ 使用中は三密の回避を徹底するとともに、十分に換気を行い、競技中は支障にならない範囲でマスクを着用すること。
- ・ 万が一、クラスターが発生した場合を想定し、感染拡大防止のため、**団体使用者名簿**(学校施設使用許可書の交付時に配布)、に使用者全員の名前を記入し、使用日の2日後までに美浜町教育委員会事務局に提出(FAX可)すること。

その他

- ・ 今後の感染拡大の状況、社会情勢の変化および学校行事の都合等により使用条件の追加または変更する可能性があります。

美浜町教育委員会事務局

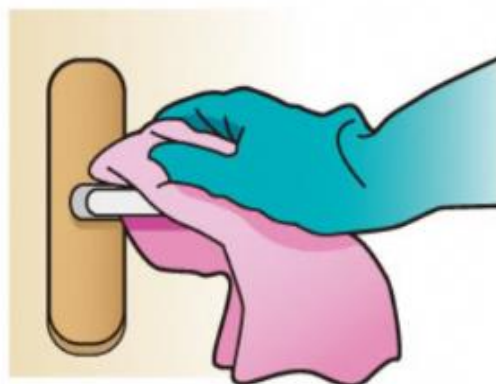
TEL 32 - 6708 / FAX 32-9032

家庭や施設内の消毒について

手指がよく触れる場所を清潔に保つことが大切です。



塩素系漂白剤の
薄め液を作る



▶ ドアノブ、スイッチ
周辺を拭く



▶ 水拭きで
仕上げ

消毒方法

ペーパータオル等に十分に消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム）を含ませて拭いてください。濡れている場合には水分を十分拭き取った後に消毒を行なってください。
※スプレーボトルでの噴霧は、ウイルス飛散の恐れがあるので好ましくありません。

消毒液の作り方

～次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）の場合～

製品に記載されている濃度をもとに、用途に応じ、薄めて使用してください。

用途	濃度	うすめ方（原液の塩素濃度約5%の場合）
ドアノブ、手すりなど	0.05%	500mLの水に原液を5mL入れて混ぜ合わせる （5mL＝ペットボトルのキャップ1杯分）
便や嘔吐物が付着した床など	0.1%	500mLの水に原液を10mL入れて混ぜ合わせる （10mL＝ペットボトルのキャップ2杯分）

※金属部位に使用した場合は、その後水拭きしてください。
※作成した消毒液を保管する場合は、誤飲しないよう十分注意してください。
※製品に記載されている「使用上の注意」をよく読んでから使用してください。